

神奈川県監査委員公表第 21 号

監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第 5 項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和 6 年 12 月 26 日

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	加	藤	元	弥
同	青	山	圭	一

監第 1202 号  
令和 6 年 12 月 25 日

請求人 (略) 様

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	加	藤	元	弥
同	青	山	圭	一

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和 6 年 10 月 29 日に受理した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第 1 請求に対する判断

請求を棄却する。

## 第2 請求の内容

### 1 請求人から提出された令和6年10月26日付け請求書の内容

(原則、内容は原文「1. 請求の要旨」及び「2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由」のまま。ただし、「2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由」のうち、当該理由が記載されている箇所以外は略している。)

#### 1. 請求の要旨

請求者は、令和6年5月29日付で、神奈川県警察の告訴センターに刑事告訴状を提出した。その告訴状の内容は次のとおりである。

#### 告訴状

告訴人 (審査請求者の表示がある)

被告告訴人 被疑者不詳

令和6年5月29日

神奈川県相模原警察署長 様

#### 告訴の趣旨

被告告訴人の告訴事実記載の行為は、告訴人に対する刑法 230 条 1 項の名誉毀損罪に該当すると考えるので、被告告訴人を厳罰に処することを求め告訴する。

#### 告訴事実

##### 被告告訴人の行為

証拠1 のとおり、令和6年5月24日現在、Google 検索で告訴人の氏名だけを入れて検索すると、(URL 略) として、神奈川県行政書士会 (以下書士会という) サイトによる告訴人の会の処分情報の公表が上位に表示され、告訴人の知人友人顧客他すべての市民に知られる状態にさらされ被害を被っている。この公表行為は令和5年8月以前からされている。この公表行為は (本件公表行為という)、公然と事実を適示して、告訴人が会則に違反をし処分を受けたという、客観的に告訴人がルールを守らない人格であるとの印象を他人に与えるものであるから、告訴人の社会的評価を低下させることが明らかであり名誉を毀損する行為である。会則違反は民間団体にすぎない書士会と告訴人の私人間の権利義務関係に過ぎないし、その実質的内容である会費についても書士会と告訴人の私人間の事柄に過ぎず、このことを公表しないと不利益を被る市民がいるわけではないから公共の利害にかかわるものではない。そして当該行為に違法阻却事由がないことは後記のとおりである。よって、被告告訴人は本件公表行為をして告訴人の名誉を毀損し、違法阻却事由もないため、被告告訴人を厳罰に処することを求め告訴する。

##### 添付書類

証拠1 令和6年5月24日現在の、google 検索で表示された書士会の本件公表内容

証拠2 告訴人から令和5年8月ごろ神奈川県行政書士会に送付した手紙 (同意し

ていないことの証明)

このように適式な刑事告訴状が提出された場合、「捜査規範第 63 条 司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。

司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる警察官に移さなければならない。」と規定され、「刑法（公用文書等毀棄）第二百五十八条は、公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、三月以上七年以下の懲役に処すると規定される。」と規定されている。したがって、本件告訴状は神奈川県警察の事務所に到達した時点で受理しなければならない公務所の用に供する文書となる。ところが神奈川県警察の職員は、受理しないと言って本件刑事告訴状を請求者に返送した。この行為は神奈川県警察内から当該公用文書の効用を失わせる行為であり公用文書等毀棄罪にあたると考えられる。そのため、請求者に返送してはならず、請求者がこの返送を受け取ることも同犯罪の共犯となるため、その旨返送した警察官に伝え、開封せずに郵便法に従い受領を拒否する旨付箋を付けて受領を拒否し返送した。しかしながら神奈川県警察の職員は、請求者の不受領意思が明白にもかかわらず無駄に告訴状をその後 2 回請求者にしつこく返送し続け、そのたびに請求者は同様の方法で受領拒否し返送した。この 3 回の返送のうち 1 回は、令和 6 年 7 月 31 日に請求者に返送した。この令和 6 年 7 月 31 日の返送に要した郵送料は、神奈川県は無駄に損失し、その郵送料相当額は神奈川県の財産の損失となるので、損失をさせた警察職員はこれを神奈川県知事に賠償すべき義務を負い、神奈川県知事は損失をさせた警察職員に対し損失額を請求すべきである。なぜなら警察職員は、捜査規範第 63 条熟知しており、返送してはならないことを熟知していたにもかかわらず故意に返送したからである。しかし、神奈川県知事はこの請求を怠っているのも、神奈川県の「執行機関は、違法に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実がある」ので、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により住民監査請求をする。

## 2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

(略) 令和 6 年 9 月 10 日に同内容の監査請求をし、監査請求人が告訴状の返送を受けているため、監査請求書に記載された事実が、告訴状の返送を受けたことの証言を兼ねていることは明らかなので、監査請求書の事実の記載が事実証明を兼ねるので援用する旨主張したところ。監査委員である村上、吉川知恵子、中家華江、加藤元弥、青山圭一は、「請求人が主張する事実を証する書面が添付されているとは認められない」との理由で却下処分をした。地方自治法に事実証明書の内容について定めた規定がないにも関わらず、事実証明書の意味を勝手に厳格化し事実証明にあたらぬとして監査に支障がないにもかかわらず却下して、監査をしない上記監査委員の関心事がどこにあるのか疑問で、資質に欠け住民監査請求制度が歪められるのみで、本件監査を適正に実施することは不可能である。

## 2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

## 3 請求人から提出された事実を証する書面

- ・令和6年7月31日に告訴状が返送され請求人に届いたときの封筒写真
- ・告訴状の返送を受けた者が、告訴状の返送を受けた事実を証言した供述書

## 第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和6年10月29日付けをもって受理した。

## 第4 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、「第2 請求の内容ー1 請求人から提出された令和6年10月26日付け請求書の内容」のとおり、令和6年9月10日付けの本件と同内容の住民監査請求（以下「前回請求」という。）について、「地方自治法に事実証明書の内容について定めた規定がないにも関わらず、事実証明書の意味を勝手に厳格化し事実証明にあたらぬとして監査に支障がないにもかかわらず却下」したとし、「監査をしない監査委員の関心事がどこにあるのか疑問で、資質に欠け住民監査請求制度が歪められるのみで、本件監査を適正に実施することは不可能である」ことなどを理由に、法第252条の43第1項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

しかしながら、前回請求については、請求人が主張する事実を証する書面が添付されているとは認められないことを理由として却下したものであり、これをもって、監査委員の資質に欠けるため監査を適正に実施することは不可能であるとする請求人の主張には理由がない。

また、本件監査請求は、不受理とした告訴状の郵送料相当額を財産の損失とし、知事が財産の管理を怠っているとするとするものであり、財産管理上の行為の違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員に代わる外部の者による判断を必要とする事案であるとは認められない。

以上のことから、本件監査請求において、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められない。

## 第5 監査の実施

### 1 請求人からの証拠の提出及び陳述

#### (1) 証拠の提出

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

#### (2) 陳述の内容

請求人から陳述を行わない旨の申し出があったので、陳述は実施しなかった。

## 2 監査対象事項の特定

請求人は、本件監査請求において、以下のとおり主張していると認められる。

請求人が県警察本部刑事部捜査第二課告訴センター（以下「告訴センター」という。）に提出した告訴状は犯罪捜査規範第 63 条に基づき受理しなくてはならない公用文書であるため、警察職員がこれを受理せずに請求人に返送することは公用文書等毀棄罪に当たり、受領する意思がない請求人に対する告訴状の返送に要した郵送料相当額は県の財産の損失であるため、知事は警察職員に損害賠償請求権を行使しなければならない。

こうした請求人の主張を踏まえ、監査の実施に当たっては、警察職員が告訴状を不受理とし、返送した行為の妥当性について調査し、知事が警察職員に対する損害賠償請求権を行使せず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実が存在するか否かについて監査することとした。

## 3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、本件告訴状を取り扱った告訴センターを選定した。そして、令和 6 年 11 月 27 日 13 時 55 分から県庁新庁舎 3 階第 1 監査室において告訴センターの職員調査を実施し、本件告訴状を不受理とし、返送した行為の判断過程について聴取を行った。

なお、職員調査後も必要に応じて電話等で追加聴取を行った。

告訴センターの主張の要旨は、次のとおりであった。

### (1) 告訴を不受理とすることの根拠について

ア 請求人は、「『捜査規範第 63 条司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる警察官に移さなければならない。』と規定され」とし、これを根拠に「本件告訴状は神奈川県警察の事務所に到達した時点で受理しなければならない」と主張しているが、この受理についての考え方はどのようになっているか。

犯罪捜査規範第 63 条第 1 項において、「司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない」と定められているが、昭和 59 年 12 月 14 日大阪高裁決定では、「刑事訴訟法第 230 条は、犯罪により害を被った者は、告訴をすることができる旨を定めているけれども、告訴権は犯罪捜査の端緒として認められていることから考えて、その申立の内容その他の資料から判断して、申立にかかる犯罪が成立しないことが明らかであるような場合には、申立を受けた検察官あるいは司法警察員において、告訴として受理することを拒

むことができると解するのが相当である」と判示されており、必ずしも全ての告訴を受理しなければならないものではないと解されている。

**イ 告訴を不受理とすることについて、根拠となる規程等はあるか。**

神奈川県警察告訴・告発取扱要綱第 29 条第 1 項では「運用副責任者は告訴・告発の相談及び申出の内容を検討した結果、告訴・告発の要件を満たしていない場合又は犯罪事実が成立しないと認める場合は、告訴・告発を受理しない」と規定されている。

**ウ どのような場合に告訴を不受理とするのか(可能な範囲で先例、具体例等を記載)。**

そのような場合としては

- ・申告している犯罪事実が不明確で、犯罪事実の申告とはいえないもの。
- ・明らかに罪とならない事実を告訴事実とするもの。
- ・申告に係る犯罪事実につき、既に公訴時効が完成しているもの。
- ・処罰を求める意思の存否が不明確であるもの。

などがある。

告訴を不受理とし、それが裁判でも認められた例として

- ・犯罪の日時の記載がなく、手段方法等も具体性に欠けること等を理由として、告訴に係る犯罪事実はその同一性を認め得る程度には特定しておらず、告訴は不適法であって、受理しなかった措置に違法はないとしたもの。(大阪地判昭和 52. 7. 25)
- ・記載の誤りがあったというだけで、いまだ公文書偽造行使その他の犯罪事実の申告ということはできず、告訴として取り扱わなかったとしても、違法な職務執行であるとはいえないとされたもの。(東京高判昭和 56. 5. 20)
- ・申立ての内容その他の資料から判断して、申立てに係る犯罪が成立しないことが明らかである場合には、申立てを受けた検察官あるいは司法警察員において、告訴として受理することを拒むことができるとするもの。(大阪高決昭和 59. 12. 14)

がある。

**(2) 本件告訴を不受理と判断した理由について**

**ア 本件告訴を不受理と判断した理由はどのようなものか。**

請求人の処分公表は、神奈川県行政書士会の会則や規則に従って公表されていることから、同会の正当業務行為と認められる。

また、日本行政書士会連合会に係る控訴審において「行政書士として登録されている控訴人は、公表規則に従うべき義務を負い、公表規則の条項に基づいて処分に係る情報が公表される限りこれを受忍する義務を負っているというべきであるから、その公表行為が控訴人の社会的評価を低下させるものであったとしても違法性を欠くべきものというべきである」という判決がされていたことから、判決の趣旨を踏まえて考えれば、神奈川県行政書士会の規則に基づいて処分が公表された本件においても、同様に処分公表は違法性阻却事由に当たると考えられた。

以上を踏まえ、告訴の不受理を判断した。

**イ 判断に当たり神奈川県行政書士会にどのような確認を行ったか。**

神奈川県行政書士会に赴き、同会職員から

- ・神奈川県行政書士会会則
- ・神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則
- ・事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則
- ・平成 31 年 3 月 13 日判決言渡の東京高等裁判所の判決文
- ・平成 30 年 9 月 28 日判決言渡の東京地方裁判所の判決文

の各写しを入手し、処分公表した際の根拠について説明を受け、同規則に基づく処分公表であったことが明らかになったほか、控訴審判決等における裁判所の見解が明らかになった。

なお、同規則が判決時から変更のないことも確認した。

**(3) 告訴を不受理とする際の事務手続きについて**

**ア 告訴を受け付けてから不受理と決定するまで、告訴センターにおいてどのような手続きがされているか。**

告訴状が提出された場合、要件充足性を適正に見極め、受理又は不受理の判断をする。

裁判例等の見解を踏まえた告訴受理の要件としては

- ・形式的要件
  - ①告訴権があること
  - ②告訴期間内の告訴であること
  - ③告訴取消後の再告訴でないこと
- ・実質的要件
  - ①犯罪事実が特定されていること
  - ②犯人に対する処罰意思があること

がある。

一方、告訴が受理され捜査が開始されると被告訴人をはじめ関係者に多大な影響を及ぼすことから、捜査機関とすれば被告訴人等の人権保護の観点からも、要件審査は慎重に行わなければならないのであり、明らかに要件を欠く告訴は受理する必要はないと考えられている。

告訴を不受理とする場合、相談簿の処理結果欄に不受理の理由その他の所要事項を記載するなどの手続きがとられる。(神奈川県警察告訴・告発取扱要綱第 29 条第 2 項)

**イ 告訴人から提出された告訴状の扱いはどのようになっているか。**

告訴の受理、不受理の要件審査を行い、受理した告訴状は刑事事件で裁判所に提出されることが予定される文書になり、受理しなかった告訴状は、返戻することが通例である。

**ウ 事務手続きについての規程等はどのようになっているか。**

神奈川県警察の組織に関する規則第 56 条において

告訴センターは、刑事部捜査第二課の所管犯罪に係る事件相談、告訴・告発事件の受理及び捜査その他必要な事務の処理に当たる。

とされており、捜査第二課の所管犯罪については、同規則第 23 条において

- ・詐欺(神奈川県警察特殊詐欺対策室の所掌に属するものを除く。)、背任、横領、偽造その他の知能的犯罪の捜査に関する事。
- ・名誉及び信用に関する犯罪の捜査に関する事。
- ・汚職の罪に関する犯罪の捜査に関する事。
- ・不動産侵奪及び境界損壊に関する犯罪の捜査に関する事。
- ・公職の選挙、国民審査その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に関する事。

とされている。

**(4) 本件告訴状を告訴人に郵送した理由について**

**ア 本件告訴状を告訴人に郵送で返戻した理由はどのようなものか。**

不受理の告訴状を保管することは受理されたものと請求人が勘違いし、後々紛議になる可能性があるため、配達状況を確認できるレターパックライトや特定記録郵便等により返送することが通例である。

**(5) 告訴人との具体的なやりとりの状況及び本件告訴状の取扱いについて**

**ア 本件告訴において、不受理の決定や告訴状の郵送に当たり、告訴人と文書や電話でやり取りした具体的な内容はどのようになっているか。**

郵送で告訴状を返戻する場合は、状況により異なるが、過去には 1 回から 4 回までの返送で受領されていたことから、本件についても同回数を目途に返送することとした。

告訴の不受理を令和 6 年 6 月 12 日に決定し、請求人に対して不受理の理由を記載した文書を同封の上、告訴状をレターパックライトで返送した。

同月 14 日、請求人から郵便物の在中物を確認する電話が告訴センター宛にあったことから、告訴状を返送したことを伝えると受領を拒否された。

同月 18 日、請求人から告訴状が在中したレターパックライトが受取拒絶で告訴センターに届いたことから、同月 20 日、請求人に対し、告訴センターから電話をかけ、不受理の理由等を説明するため、請求人に対して来庁を求めたが拒否されたため、不受理の理由を伝えるも理解は示されなかった。

同月 24 日、今後、複数回のやりとりが予想されたことから、不受理の理由を記載した文書を同封の上、告訴状をレターパックライトよりも安価な特定記録郵便で返送した。

同月 25 日、請求人から告訴センター宛に電話があったが、告訴センター係員が不在であったため、同月 26 日、請求人に対して電話をかけたところ、郵便物の在

中物を確認する内容であったため、告訴状を返送したと伝えた。

同年7月1日、請求人から告訴状が在中した特定記録が受取拒絶で告訴センターに届いたことから、同月9日、不受理の理由を記載した文書を同封の上、告訴状を特定記録郵便で返送した。

同月16日、請求人から告訴状が在中した特定記録が受取拒絶で告訴センターに届いたことから、同月26日、今後、受取拒絶の場合は告訴状ではなく資料として保管する旨を告訴センターから請求人に電話をかけて伝えた上、同内容の趣旨を記載した文書を同封し、告訴状を同月30日に特定記録郵便で返送したところ、同年8月5日、請求人から告訴状が在中した特定記録が受取拒絶で告訴センターに届いた。

#### イ 告訴人への郵送に要した郵送料はどのようになっているか。

レターパックライトの郵送料は、370円（料金改定前）である。

特定記録郵便の郵送料は、県警察本部総務部総務課で県警察本部の郵送物をまとめて郵便局にて発送していることから、個別の郵送料金の明細等はないが、本件郵便物の重量を測定したところ、25gを超え50g以内であったため、定形郵便物の郵送料は94円（料金改定前）であり、特定記録郵便の料金は160円（料金改定前）である。また、本件郵送物を含む発送において、大量発送による料金の割引はなかったことから、1回の郵送料は254円と認められる。

特定記録郵便は、3回郵送しているため、合計762円であり、レターパックライトの郵送料は、370円であったので、4回の郵送料は、合計1,132円と認められる。

## 第6 監査の結果

### 1 認定した事実

職員調査による告訴センターからの説明、提出書類等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

#### (1) 告訴状の不受理について

ア 「第5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 告訴を不受理とすることの根拠について－ア 請求人は、『捜査規範第63条司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない。司法巡査たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、直ちに、これを司法警察員たる警察官に移さなければならない。』と規定され」とし、これを根拠に「本件告訴状は神奈川県警察の事務所に到達した時点で受理しなければならない」と主張しているが、この受理についての考え方はどのようになっているか。」のとおり、犯罪捜査規範第63条第1項において、「司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない」と定められているが、昭和59年12月14日大阪高裁決定では、「刑事訴訟法第230条は、犯罪により害を被った者は、告訴をすることができる旨を定めているけれども、告訴権は

犯罪捜査の端緒として認められていることから考えて、その申立の内容その他の資料から判断して、申立にかかる犯罪が成立しないことが明らかであるような場合には、申立を受けた検察官あるいは司法警察員において、告訴として受理することを拒むことができると解するのが相当である」と判示されており、必ずしも全ての告訴を受理しなければならないものではないと解されている。

また、「第5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 告訴を不受理とすることの根拠について－イ 告訴を不受理とすることについて、根拠となる規程等はあるか。」のとおり、神奈川県警察告訴・告発取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第29条第1項では「運用副責任者は、告訴・告発の相談及び申出の内容を検討した結果、告訴・告発の要件を満たしていない場合又は犯罪事実が成立しないと認める場合は、告訴・告発を受理しない」と規定されている。この、運用副責任者は、取扱要綱において県警察本部に設置することが規定されている神奈川県警察告訴・告発事件総括室（以下「総括室」という。）において、管理責任者が指定する警部の階級にある警察官をもって充てるとされている。なお、管理責任者は総括室において、本部事件主管課長をもって充てるとされている。

そして、「第5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(1) 告訴を不受理とすることの根拠について－ウ どのような場合に告訴を不受理とするのか（可能な範囲で先例、具体例等を記載）。」のとおり、申告している犯罪事実が不明確で、犯罪事実の申告とは言えないもの、明らかに罪とならない事実を告訴事実とするもの、申告に係る犯罪事実につき、すでに公訴時効が完成しているもの及び処罰を求める意思の存否が不明確であるものなどに当てはまる場合は告訴を不受理としている。

イ 「第5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(3) 告訴を不受理とする際の事務手続きについて－ア 告訴を受け付けてから不受理と決定するまで、告訴センターにおいてどのような手続きがされているか。」のとおり、裁判例等の見解を踏まえた告訴受理の要件として、形式的要件（①告訴権があること、②告訴期間内の告訴であること、③告訴取消後の再告訴でないこと）、実質的要件（①犯罪事実が特定されていること、②犯人に対する処罰意思があること）があり、告訴センターにおいて、告訴状が提出された場合、要件充足性を見極め、受理又は不受理の判断をしている。

また、取扱要綱において「対応責任者は、告訴・告発を受理しない場合は、（告訴・告発取扱・）相談簿の処理結果欄に不受理の理由その他の所要事項を記載するもの」と定められている。この、対応責任者は、総括室において、運用責任者が指定する警部補の階級にある警察官をもって充てるとされている。なお、運用責任者は総括室において、管理責任者が指定する警視の階級にある警察官をもって充てるとされている。

ウ 「第5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(2) 本件告訴を不受理と判断した理由について－イ 判断に当たり神奈川県行政書士会にどのような確認を行ったか。」のとおり、告訴センターは本件告訴状を不受理と判断するに当たり、神奈川県行政書士会（以下「神奈川会」という。）に赴き、同会職員から神奈川会会則、

神奈川県会員の処分に関する規則（以下「処分規則」という。）、日本行政書士会連合会（以下「日本連合会」という。）の事業、財務及び懲戒処分の情報の公表等に関する規則（以下「公表規則」という。）、平成31年3月13日判決言渡の東京高等裁判所の判決（以下「別件控訴審判決」という。）文、平成30年9月28日判決言渡の東京地方裁判所の判決文の各写しを入手し、処分公表した際の根拠について説明を受け、処分規則に基づく処分公表であること及び、別件控訴審判決等における裁判所の見解を確認した。また、処分規則が別件控訴審判決時から変更のないことを確認した。

- エ 「第5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(2) 本件告訴を不受理と判断した理由について－ア 本件告訴を不受理と判断した理由はどのようなものか。」のとおり、告訴センターは、本件告訴状で述べられている処分公表は、神奈川県会則や処分規則に従って公表されていることから、同会の正当業務行為と認められると判断した。また、日本連合会による処分公表について争われた別件控訴審判決において「行政書士として登録されている告訴人は、公表規則に従うべき義務を負い、公表規則の条項に基づいて処分に係る情報が公表される限りこれを受忍する義務を負っているというべきであるから、その公表行為が告訴人の社会的評価を低下させるものであったとしても違法性を欠くものというべきである」と判示されていたことから、別件控訴審判決の趣旨を踏まえて、神奈川会の処分規則に基づいて処分が公表された本件においても、同様に処分公表は違法性阻却事由に当たると判断し、「第5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(5) 告訴人との具体的なやりとりの状況及び本件告訴状の取扱いについて－ア 本件告訴において、不受理の決定や告訴状の郵送に当たり、告訴人と文書や電話でやり取りした具体的な内容はどのようなになっているか。」のとおり、令和6年6月12日に不受理を決定した。なお、不受理とすることについては、告訴・告発取扱・相談簿（以下「相談簿」という。）に、6月12日に不受理として書類を返戻する旨が記載され、管理責任者まで報告されている。

## (2) 告訴状の返送について

- ア 「第5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(4) 本件告訴状を告訴人に郵送した理由について－ア 本件告訴状を告訴人に郵送で返戻した理由はどのようなものか。」のとおり、不受理の告訴状を保管することは受理されたものと請求人が勘違いし、後々紛議になる可能性があることから、配達状況を確認できるレターパックライトや特定記録郵便等により返送することが通例となっている。
- イ 「第5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(5) 告訴人との具体的なやりとりの状況及び本件告訴状の取扱いについて－ア 本件告訴において、不受理の決定や告訴状の郵送に当たり、告訴人と文書や電話でやり取りした具体的な内容はどのようなになっているか。」のとおり、郵送で告訴状を返戻する場合は、過去の例から4回までの返送で受領されていたことから、告訴センターは本件においても同回数を目途に返送することとし、告訴の不受理を令和6年6月12日に決定した後、

請求人に対して不受理の理由を記載した文書を同封の上、告訴状をレターパックライトで返送した。

同月 14 日、請求人から郵便物の在中物を確認する電話が告訴センター宛にあったことから、告訴状を返送したことを伝えると受領を拒否された。

同月 18 日、請求人から告訴状が在中したレターパックライトが受取拒絶で告訴センターに届いたことから、同月 20 日、請求人に対し、告訴センターから電話をかけ、不受理の理由等を説明するため、請求人に対して来庁を求めたが拒否されたので、不受理の理由を伝えるも理解は示されなかった。

同月 24 日、今後、複数回のやりとりが予想されたことから、不受理の理由を記載した文書を同封の上、告訴状をレターパックライトよりも安価な特定記録郵便で返送した。

同月 25 日、請求人から告訴センター宛に電話があったが、告訴センター係員が不在であったため、同月 26 日、請求人に対して電話をかけたところ、郵便物の在中物を確認する内容であったため、告訴状を返送したと伝えた。

同年 7 月 1 日、請求人から告訴状が在中した特定記録が受取拒絶で告訴センターに届いたことから、同月 9 日、不受理の理由を記載した文書を同封の上、告訴状を特定記録郵便で返送した。

同月 16 日、請求人から告訴状が在中した特定記録が受取拒絶で告訴センターに届いたことから、同月 26 日、今後、受取拒絶の場合は告訴状ではなく資料として保管する旨を告訴センターから請求人に電話をかけて伝えた上、同内容の趣旨を記載した文書を同封し、告訴状を同月 30 日に特定記録郵便で返送したところ、同年 8 月 5 日、請求人から告訴状が在中した特定記録が受取拒絶で告訴センターに届いた。

ウ 「第 5 監査の実施－ 3 監査対象箇所への調査－(5) 告訴人との具体的なやりとりの状況及び本件告訴状の取扱いについて－イ 告訴人への郵送に要した郵送料はどのようになっているか。」のとおり、本件告訴状の不受理に伴う返送に際し告訴センターから 4 回郵送しており、1 回目はレターパックライトを用いて 370 円の郵送料を要した。2 回目以降は定形郵便・特定記録を用いており、この場合県警察本部警務部総務課が県警察本部の郵送物をまとめて発送しているため、個別の郵送料金の明細等はないが、本件郵送物の重量から算出すると 1 通につき 254 円、3 通で計 762 円と認められ、大量発送による料金の割引はなかったことから、4 回の郵送料は合計 1,132 円と認められる。なお、金額は発送時点のものである。

## 2 判断の理由

本件監査請求に関し、「1 認定した事実」を踏まえ、知事が警察職員に対する損害賠償請求権の行使を怠っているか否かについて、以下のとおり判断した。

本件監査請求において、請求人は、請求人が告訴センターに提出した告訴状は犯罪捜査規範 63 条に基づき受理しなくてはならない公用文書であるため、警察職員がこれを

受理せずに請求人に返送することは公用文書等毀棄罪に当たり、受理する意思がない請求人に対する告訴状の返送に要した郵送料相当額は県の財産の損失であるため、知事は警察職員に損害賠償請求権を行使しなければならない、と主張している。

#### (1) 本件告訴状を不受理としたことの妥当性について

告訴を受理しないことについて、昭和59年12月14日大阪高裁決定は「刑事訴訟法第230条は、犯罪により害を被った者は、告訴をすることができる旨を定めているけれども、告訴権は犯罪捜査の端緒として認められていることから考えて、その申立の内容その他の資料から判断して、申立にかかる犯罪が成立しないことが明らかであるような場合には、申立を受けた検察官あるいは司法警察員において、告訴として受理することを拒むことができると解するのが相当である」と判示している。

こうしたことを踏まえ、「1 認定した事実-(1) 告訴状の不受理について-ア」のとおり、取扱要綱においても、告訴の要件を満たしていない場合又は犯罪事実が成立しないと認める場合は、告訴を受理しないものとすることが定められており、総括室では、通常の告訴状に係る運用においても、申告している犯罪事実が不明確で、犯罪事実の申告とは言えないもの、明らかに罪とならない事実を告訴事実とするもの、申告に係る犯罪事実につき、既に公訴時効が完成しているもの及び処罰を求める意思の存否が不明確であるものなどに当てはまる場合は告訴を不受理としていることから、犯罪捜査規範第63条第1項において、「司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、この節に定めるところにより、これを受理しなければならない」と定められているとしても、必ずしも全ての告訴状を受理しなくてはならないとはいえない。

「1 認定した事実-(1) 告訴状の不受理について-ウ」のとおり、告訴センターは、本件告訴状を不受理と判断するに当たり、告訴状で主張されている神奈川会の処分公表の根拠となる処分規則と別件控訴審判決等を確認し、「1 認定した事実-(1) 告訴状の不受理について-エ」のとおり、本件告訴状で述べられている処分公表は神奈川会の正当業務行為であり、別件控訴審判決の趣旨を踏まえると、違法性阻却事由が認められると判断し、令和6年6月12日に不受理を決定した。

別件控訴審判決は、神奈川会に所属する行政書士であり、神奈川会から会費の滞納を理由に会員の権利を2年間停止する処分を受けた控訴人が、上記処分に関する事項を公表した日本連合会に対し、その公表行為が控訴人に対する不法行為を構成することを主張し、争ったものであり、本件告訴状における処分公表との状況の一致が認められる。

判決においては、「行政書士として登録されている控訴人は、公表規則に従うべき義務を負い、公表規則の条項に基づいて処分に係る情報が公表される限りこれを受忍する義務を負っているというべきであるから、その公表行為が控訴人の社会的評価を低下させるものであったとしても違法性を欠くものというべきである」、「公表規則による行政書士に対する処分に関する事項の公表が、権利義務又は事実証明に関する書類の作成を行政書士に依頼しようとする者に対し、当該行政書士が信任し

得るかどうかを判断するのに必要な情報を提供する趣旨の制度」であり、「本件公表も公表規則に基づくものであるから、公共の利害や公益目的とも関連するし、控訴人が会費を滞納したこと及びこれを正当化することができ」ず、よって、「本件公表には名誉棄損行為としての違法性阻却事由が認められる」と判示されており、本件事案と照らし合わせても、神奈川会に所属する行政書士が処分規則により処分され、処分に関する事項の公表について名誉棄損を主張している状況は判決と一致しているため、同一の見解が適用できると認められる。

したがって、告訴センターが本件告訴状を不受理と判断したことは妥当であったと認められる。

## (2) 本件告訴状を返送したことの妥当性について

「1 認定した事実-(2) 告訴状の返送について-ア」のとおり、不受理の告訴状を保管することは受理されたものと請求人が勘違いし、後々紛議になる可能性があることから、配達状況を確認できるレターパックライトや特定記録郵便等により返送することとしている。また、取扱要綱において、告訴を受理しないときは、不受理の理由等を十分に説明するとされていることから、「1 認定した事実-(2) 告訴状の返送について-イ」のとおり、レターパックライトを用いて、不受理の理由を記載した文書を同封の上、告訴状を返送したことは、取扱要綱等に沿ったものであり、妥当であったといえる。

また、その後、「1 認定した事実-(2) 告訴状の返送について-イ」のとおり、請求人が受領拒否した告訴状を定形郵便・特定記録を用いて3回返送したことについては、請求人に対する説明責任及び、告訴状返戻の目的を果たすために必要であり、また、過去の例から、郵送で告訴状を返戻する場合は4回までの返送で受領されていることから、過剰に返送を繰り返したともいえないことから、妥当であったといえる。

そのため、上記の4回の返送に伴い、「1 認定した事実-(2) 告訴状の返送について-ウ」のとおり、合計1,132円の郵送代は、職務の遂行に当たり、必要な支出であったと認められる。

したがって、県は警察職員に対する損害賠償請求権を有していないため、知事が損害賠償請求権を行使せず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実は存在しない。

## 3 結論

以上のことから、警察職員に対する損害賠償請求権を有せず、知事が違法又は不当に財産の管理を怠る事実は存在しないため、本件監査請求には理由がない。